

令和4年度（2022年度） 居住環境整備補助金 一覧表

区分		高齢福祉	災害対策					環境			
助成種別名称		バリアフリー化改修工事	木造住宅耐震改修工事	木造住宅簡易耐震改修工事	耐震シェルター・防災ベッド設置	台風対策改修工事	分譲マンション止水板設置工事	省エネルギー化改修工事	長寿命化改修工事	ワークスペース設置改修工事	分譲マンション共用部分LED化改修工事
対象工事	助成対象となる改修工事等	高齢者になっても安全に支障なく自立した生活が営めるようにするための改修工事、工事費が5万円以上のもの	昭和56年5月以前に建てられた木造在来工法の住宅の耐震改修工事、耐震強度を1.0以上とするもの ただし、昭和56年6月以降に増築、改築したものは除く	昭和56年5月以前に建てられた木造在来工法による住宅の耐震性能を高める簡易な改修工事費で、50万円以上とするもの ただし、昭和56年6月以降に増築、改築したものは除く	昭和56年5月以前に建てられた木造在来工法による住宅等の一階に、耐震シェルター、防災ベッドを設置するもの ただし、昭和56年6月以降に増築、改築したものは除く	台風などの強風による住宅の破損を防止する改修工事、工事費が25万円以上のもの	地下階、機械室等の浸水を防ぐための止水板の設置工事、改修工事費が50万円以上のもの	住宅等の省エネルギー化を図るための改修工事、工事費が10万円以上のもの ただし、昭和56年5月以前に建てられた木造在来工法による住宅等については、耐震性能が高められているもの	住宅の長寿命化を図るための改修工事、工事費が10万円以上のもの ただし、昭和56年5月以前に建てられた木造在来工法による住宅については、耐震性能が高められているもの	在宅勤務を可能とするための自宅の改修工事、改修工事費が20万円以上のもの ただし、昭和56年5月以前に建てられた木造在来工法による住宅については、耐震性能が高められているもの	マンション建物内の共用部分の照明をLED化することにより省エネルギー化を図る工事、改修工事費が10万円以上のもの
	併用	—	「バリアフリー化改修工事」、「台風対策改修工事」、「省エネルギー化改修工事」、「長寿命化改修工事」及び「ワークスペース設置改修工事」と併用することができる	—	—	—	—	—	—	—	—
	条件	介護保険法などの他の制度で補助金の対象とならない部分の改修工事	市の補助を受けた耐震診断の結果、耐震強度1.0未満であったもの	「誰でもできるわが家の耐震診断」に基づき評点を上げたもの	—	—	東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例第15条に基づく管理状況の届出をしているもの	耐震性能が高められている			東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例第15条に基づく管理状況の届出をし、かつマンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の4に基づく認定を受けているもの
	工事例	・出入り口又は廊下の拡幅 ・手すりの取り付け ・床の段差の解消	耐震改修工事	・柱、梁、壁の補強 ・基礎の補強 ・屋根葺き材を重量から軽量へ葺き替え	・耐震シェルターの設置 ・防災ベッドの設置 ・防災ベッド枠の設置	・屋根瓦の緊結、葺き替え ・窓へのシャッター、雨戸の設置	出入口等への止水板設置	・窓、床、天井、外壁、屋根の断熱改修（塗装は除く） ・保温性の高い浴室に改修	・屋根、外壁の塗装 ・屋根の葺き替え ・床（床を構成する全ての材）	・間取り変更 ・室内の造作工事	・廊下、階段等、建物内共用部分の照明のLED化
対象者	対象	補助対象住宅の居住者（転入予定者含む）	補助対象住宅の居住者（転入予定者含む）兼所有者	補助対象住宅の居住者（転入予定者含む）	補助対象住宅の居住者（転入予定者含む）兼所有者	分譲マンションの管理組合	補助対象住宅の居住者（転入予定者含む）兼所有者			分譲マンションの管理組合	
	世帯制限	65歳以上の方のいる世帯	—	65歳以上、または障害者等の方のいる世帯	—	—	—	—	—	—	
	借家	可（建物所有者の承諾がある場合）	—	可（建物所有者の承諾がある場合）	—	—	—	—	—	—	
	納税	所有者（共有者を含む）及び居住者を含む世帯員全員の市税の納税状況が、納期の過ぎた市税を完納しているか、非課税であること					管理組合及びその代表者（世帯員全員及び共有の場合は、共有者全員）の市税等の納付状況が既に納期の経過した市税等を完納しているか、市税等が非課税であること	所有者（共有者を含む）及び居住者を含む世帯員全員の市税の納税状況が、納期の過ぎた市税を完納しているか、非課税であること			管理組合及びその代表者（世帯員全員及び共有の場合は、共有者全員）の市税等の納付状況が既に納期の経過した市税等を完納しているか、市税等が非課税であること
所得制限	なし										
補助金	補助額	対象工事費の20%以内	対象工事の2/3以内	対象工事の50%以内	設置費の50%以内	設置費の20%以内	設置費の50%以内	対象工事費の20%以内			設置費の50%以内
	上限額	上限額20万円 *上限額内であれば、年度内で複数回の申請が可	上限額100万円	上限額25万円	上限額20万円	上限額10万円	上限額50万円	上限額15万円	上限額5万円	上限額10万円	上限額50万円
施工者	市が指定する施工業者団体に所属する市内業者			市が指定する施工業者団体に所属する市内業者または、東京都の安価で信頼できる木造住宅の「耐震改修工法・装置」の事例紹介に掲載されている業者	市が指定する施工業者団体に所属する市内業者	—	市が指定する施工業者団体に所属する市内業者			—	
固定資産税・所得税の優遇	有（条件あり）	有（条件あり）	なし	なし	なし	なし	有（条件あり）	なし	なし	なし	

※申請受付：1月末日まで 工事完了：2月末日まで

※転入予定者については、工事完了時には補助対象住宅に居住し、かつ住民登録していること